

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月27日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2009～2012

課題番号：21330011

研究課題名（和文） 東アジアにおける国際民商事紛争解決システムの構築

研究課題名（英文） Towards a Resolution System of International Civil and Commercial Disputes in East Asia

## 研究代表者

中野 俊一郎 (NAKANO SHUNICHIRO)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30180326

## 研究成果の概要（和文）：

東アジアの国家間で国際民商事紛争を迅速かつ実効的に解決するためには、外国判決の執行の容易化や承認予測に基づく二重起訴の規制を含む国際民事手続法に関するモデル・ルールを定立することにより、各国間で整合的な法的処理を確保することが必要である。また、台湾の亜東協会、日本の交流協会といった非外交機関を活用することにより、日本と台湾のように外交関係のない国家間で実務的に国際司法共助を実現すべきである。

## 研究成果の概要（英文）：

For the speedy and effective resolution of international civil and commercial disputes in East Asian countries, it is necessary to secure harmonized legal treatments by setting up model rules on international civil procedure, in which liberalized enforcement of foreign judgments and regulation of double litigation on the basis of prognosis of recognition must be included. Furthermore, international judicial assistance between the states with no diplomatic relations like Japan and Taiwan must be carried out in practice by way of non-diplomatic institutions like Taiwanese East Asia Relations Commission and Japanese Interchange Association.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	3,700,000	1,110,000	4,810,000
2010年度	3,100,000	930,000	4,030,000
2011年度	3,000,000	900,000	3,900,000
2012年度	2,700,000	810,000	3,510,000
総計	12,500,000	3,750,000	16,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際民事手続法、国際私法、韓国、台湾

## 1. 研究開始当初の背景

国際的な商取引や人的交流の活発化に伴い、国際民商事紛争の発生件数は飛躍的に増加している。同時に、情報通信手段の急速な進歩や取引形態の複雑化、家族生活の多様化等により、紛争もまた多様化・複雑化の傾向

を強めており、これに有効に対処するには、国際的レベルで、安定的かつ予見可能性に富んだ紛争解決システムを構築しなければならない。このような問題意識から、ハーグ国際私法会議は、国際裁判管轄及び外国判決承認・執行に関する多国間条約の定立を試みたが、このプロジェクトは当初の目的を達成で

きず、国際裁判管轄合意を対象を絞った条約（2005年ハーグ合意管轄条約）に収斂した。このことは、紛争解決システムの策定にあたって、多様な法的バックグラウンドをもつ国家間で合意を形成することの困難さを示す。国際裁判管轄や外国判決承認・執行の問題は、各国司法制度の根幹に触れる部分があると同時に、自国企業や自国民の利益保護にも深く関わる。相互保証要件（民事訴訟法118条4号参照）が未だ多数の国で維持されていることはこの観点から理解できるが、それは同時に、各国国内法でこれらの問題に対処することの限界をも示している。国際裁判管轄や外国判決承認・執行にとどまらず、国際訴訟競合や国際民事保全の法的規律、準拠法決定を含む国際家族法問題の規律についても、同じ問題が指摘できよう。

国際民商事紛争の解決システムに関する以上のような世界的問題状況に鑑みれば、普遍的多国間条約を定立して問題の安定的規律を目指すという大目標を今後とも捨て去るべきではないとしても、それに至るまでのより現実的な対応策として、各国国内法上の規律に全面的に依存するのではなく、商取引や人的交流の盛んな近隣各国との間で、問題領域ごとに法制度の比較・すり合わせを行い、あるべきルールの内容について共通認識を形成した上で、条約案ないし立法のモデル案を策定するとともに、それを実務における法解釈のガイドラインとすることによって、現実の紛争処理を円滑化するという方法が考えられるが、こういった視点からの研究はほとんど手つかずのままというのが、研究開始当初の日本・韓国・台湾における状況であった。

## 2. 研究の目的

上記のような背景から、本研究は、日本・韓国・台湾を中心とした東アジアにおける国際民商事紛争解決システムの現状を把握し、それを比較し、すり合わせる作業を行うことを通して、これらの国々において共通ルールとして採用可能なモデルを策定し、各国での立法や法解釈にあたって指針となりうる法的規律のあり方を提示することを目標としてスタートした。

## 3. 研究の方法

本研究は、ハーグ国際私法会議における多国間条約プロジェクトの挫折経験を踏まえ、日本・韓国・台湾という、法制度的親近性から国家間での制度調整が比較的容易であって、しかも人的・物的交流の多い近隣諸国間での規律を対象を絞り、これらの国々での国際民商事紛争解決システムの現状を把握し、

比較し、すり合わせる作業を通して、東アジアの国家間で共通ルールとして採用可能なモデルを策定し、法の調和や司法協力の促進を図ろうとした。また、わが国においては、ちょうど国際裁判管轄に関する立法作業が開始した直後であったことから、そこで問題点として浮上した問題に焦点を当て、近隣諸国での取り扱いと比較検討することを通して、本研究の成果を立法作業に生かすこととした。

上記の研究目的に照らし、本研究においては、わが国の国際私法、国際民事手続法、国際取引法・国際経済法といった分野のエキスパートと目される研究者を、年齢構成をも勘案しながら研究分担者とするとともに、日本との中長期的学術交流を遂行する意思と能力を有する外国の専門家を研究協力者として配置した。これらの研究体制により、各年度に最低1回は国際研究集会を開催し、集中的な意見交換を行うこととした。また、研究実施上の障害が発生しうることを想定して、研究の実施・進捗状況を大所高所から監督し、内容面に関して客観的立場から評価し、アドバイスを与えて頂くことを目的として、幅広い経験・人脈・識見をもつ日本の専門家1名を連携研究者として配置することとした。

## 4. 研究成果

2009年度は、わが国における国際裁判管轄の立法作業の進捗状況に鑑み、東アジアにおける国際裁判管轄規則のあり方を集中的に検討し、2009年9月、神戸大学で国際研究集会を開催した。その成果は、後掲諸論文のほか、韓国側参加者による立法提言（孫京漢「日本の国際裁判管轄に関する新しいルールに望むこと－韓国の視点から－」国際商事法務37巻12号（2009年）1603～1613頁）として公表された。また、知的財産関係事件の紛争解決については、中野・木棚が、台湾司法院からの委嘱を受けて国際裁判管轄規則、準拠法選択規則上の問題を研究し、同年11月に台北、台南の裁判所において講演を行った。その成果は台湾司法院のHPにおいて公表されている（<http://www.judicial.gov.tw/work/work12-1.asp>）。

2010年度は、国際裁判管轄に関する日本の新立法の内容が固まったことから、その解釈・適用のあり方を中心として共同研究を行い、韓国・成均館大学においてシンポジウムを開催して、韓国・台湾・日本の国際裁判管轄規則の異同を確認し、比較及びすりあわせの可否について意見交換を行った。その成果の一部は、中野・道垣内による英語論文として公表されている（Japanese Yearbook of International Law, No. 54 pp. 260-294）。このほか、研究代表者は、対外国民事裁判権法

の成立を受けて、その意義や問題点を検討し、JCA ジャーナルに公表した。また、国際仲裁の法規制と国家法秩序のあり方について、仲裁地の機能を相対的に捉える必要があるとの視点から検討を行い、国際法学会において報告した上で、国際法外交雑誌に論文を掲載した。

2011年度は、9月に台湾・韓国から6名の学者・実務家を招へいし、同志社大学で国際シンポジウムを開催した。ここでは、国際仲裁における法適用のあり方、国際仲裁における消費者保護問題とクラス・アービトレーション、国際仲裁と国際訴訟の競合問題、司法共助、国際訴訟競合に関するモデル規則案等について検討を行った。本会議では、日本・韓国が国家承認していない台湾との間での司法共助問題について問題提起があり、検討の結果、相互主義的な考え方を緩和し、交流協会・亜東協会といった実務処理機関を活用することで対応が必要かつ可能であるとの共通認識が得られた。そこで、これについて中野・王が細部を検討し、共同研究の形で論文をまとめ、日本・台湾において、日本語（国際商事法務）・中国語（静宜法学）で公表した。本論文の英語版は、なお校正段階ではあるが、ヨーロッパにおいて、国際民事手続法学会の学会誌 *International Joournal of Procedural Law*, Vol. 3 No. 1 pp. 81 以下に掲載される予定である。このほか、中野、道垣内、野村、木棚、松岡の5名は、韓国で出版された論文集「*Horizon for International Trade Law*」に、共同研究の成果を公表した。

2012年度は、研究成果の総括を目的として、9月に韓国・韓陽大学において国際シンポジウムを開催し、東アジアにおける国際裁判管轄法制のあり方について検討するとともに、外国判決承認・執行ならびに国際訴訟競合の規律に関する共同提案を取りまとめた。その概要は、まず、①間接管轄の欠如、敗訴被告への適法かつ適時の呼出状送達がなく、もしくは応訴がないこと、公序違反を拒絶事由として、外国判決の承認・執行を認めること、②実質再審査を禁止し、部分的承認を認めること、③懲罰賠償判決は承認・執行の対象に含まれない旨を明らかにすること、④相手方に審尋の機会を保障した保全命令は承認・執行の対象とすること、⑤内国判決や内国で承認可能な第三国判決と抵触する外国判決は承認されない旨を明記すること、である。また、国際訴訟競合に関しては、事件の同一性を前提に、外国裁判所で下されるべき判決の内国での承認可能性を要件として、内国訴訟を中止しうる旨の規定をおくこととされた。このほか、本シンポジウムの成果の一部は、金による韓国語論文、野村による英語論文の形で公表されている。

他方、共同研究者の間からは、国際裁判管

轄についても検討対象に加えたうえで、ベトナム、中国といった他のアジア諸国の法制度との比較という視点から、さらに検討することが必要ではないかという問題提起もあった。そこで、討議の結果、これについては、高杉直教授を研究代表者とする新たな研究プロジェクト（「アジア国際私法原則の研究」）において、さらに継続・発展させた形で研究を続行することとした。

このほか、10月には、中野及び韓国側共同研究者である張教授（成均館大学）が、台湾・中正大学および台南地方法院で開催されたシンポジウムに参加し、日本・韓国の国際裁判管轄規則について研究報告を行い、台湾側研究者・実務家と東アジアにおける国際裁判管轄規則の調和のあり方について意見交換を行った。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 28 件）

(1) 道垣内正人「国境を越える原子力損害についての国際私法上の問題」早稲田法学 87 巻 3 号（2012 年）131-158 頁（査読無し）

(2) 中野俊一郎「当事者自治原則の正当化根拠」立命館法学 339・340 号（2012 年）301-327 頁（査読無し）

(3) Masato Dogauchi, *New Japanese Rules on International Jurisdiction: General Observation*, *Japanese Yearbook of International Law*, No. 54 pp. 260-277 (2012 年) (査読有り)

(4) Shunichiro Nakano, *Agreement on Jurisdiction*, *Japanese Yearbook of International Law*, No. 54 pp. 278-294 (2012 年) (査読有り)

(5) 高杉直「国際ビジネス取引と国際裁判管轄権—日本の 2011 年法の紹介と検討」*Dong-A Journal of International Business Transactions Law* 6 巻（2012 年）41-72 頁（査読無し）

(6) 中野俊一郎＝王欽彦（共著）「日台間での司法共助と判決の相互的執行の可能性」*際商* 40 巻 4 号（2012 年）525-536 頁（査読無し）

(7) 中野俊一郎「独占禁止法に基づく請求と国際仲裁」*仲裁と ADR* 7 号（2012 年）107-113 頁（査読無し）

(8) 王欽彦＝中野俊一郎（共著）「外交困境下之我國對外民事司法互助及判決承認之現狀—兼論對日民事司法互助之可能」*靜宜法律* 第1期（2012年）165-193頁（査読無し）

(9) 道垣内正人「公証実務における『法の適用に関する通則法』上の諸問題」*公証*（2012年）160号3-52頁（査読無し）

(10) 高杉直「外国会社をめぐる準拠法問題と外国会社に対する規制」*日本国際経済法学会編『国際経済法講座II：取引・紛争・知財』（法律文化社）*2巻（2012年）123-137頁（査読無し）

(11) 野村美明「契約の準拠法I 当事者による法選択と強行法規」、『*日本国際経済法学会創立20周年記念国際経済法講座II：取引・財産・手続*』（2012年）3-32頁（査読無し）

(12) 野村美明「外国仲裁判断の承認と執行—ニューヨーク条約と二国間条約の適用関係—」*阪大法学*62巻第3・4号（2012年）29-52頁（査読無し）

(13) 金汶淑「日本裁判所の国際裁判管轄権について：2011年改正民事訴訟法を中心に」*国際私法研究*18号（韓国国際私法学会誌、2012年）279-331頁（査読無し）

(14) 中野俊一郎「内国仲裁手続と外国訴訟手続の競合事例において、英国裁判所が、確認的仲裁判断の執行許可及び仲裁判断内容に準拠した判決を付与した事例（*West Tankers Inc. v. Allianz SpA et. al.*, [2012] EWCA Civ 27）」*JCA ジャーナル*60巻1号（2012年）42-47頁（査読無し）

(15) Yoshiaki Nomura, "ACTIVITY-BASED JURISDICTION OF JAPANESE COURTS — A Bold But Unnecessary Departure", *Japanese Yearbook of International Law* Vol. 55（2012年）p. 263-286（査読有り）

(16) 道垣内正人「国際ビジネスと法」*ジュリスト*1414号（2011年）120-125頁（査読無し）

(17) 道垣内正人「日本の新しい国際裁判管轄立法について」*国際私法年報*12号（2011年3月）186-211頁（査読無し）

(18) 道垣内正人 "Forthcoming Rules on International Jurisdiction", *国際私法年報*12号（2011年）212-224頁（査読有り）

(19) 中野俊一郎「国際仲裁と国家法秩序の

関係」*国際法外交*110巻1号（2011年）53-75頁（査読有り）

(20) 中野俊一郎「仲裁法制の課題と展望」*法律時報*83巻7号（2011年）45-50頁（査読無し）

(21) 中野俊一郎「不法行為事件の国際裁判管轄」*金文煥先生停年記念論文集第1巻・New Horizon for International Trade Law*（法文社、2011年）423-438頁（査読無し）

(22) 野村美明「外国仲裁判断の承認と執行—ニューヨーク条約か2国間条約か」*金文煥先生停年記念論文集第1巻・New Horizon for International Trade Law*（法文社、2011年）609-626頁（査読無し）

(23) 道垣内正人「特許権侵害事件の国際裁判管轄・準拠法」*金文煥先生停年記念論文集第1巻・New Horizon for International Trade Law*（法文社、2011年）439-455頁（査読無し）

(24) 道垣内正人「外国裁判所によるクラス・アクション判決（和解）の日本での効力—Google Books をめぐる問題を例として」*NBL925号*20-27頁、*926号*84-95頁（2010年）（査読無し）

(25) 中野俊一郎「知的財産事件の国際裁判管轄—特許侵害事件を中心として—」*台湾司法法院ホームページ* [http://www.judicial.gov.tw/work/work12-1.asp]（1-13頁）（2010年）（査読無し）

(26) 木棚照一「日本における知的財産に関する法選択規則—日本の判例における展開と特徴」同上（1-14頁）（2010年）（査読無し）

(27) 中野俊一郎「仲裁判断を確認する外国判決の執行」*JCA ジャーナル*57巻8号（2010年）2-8頁（査読無し）

(28) 中野俊一郎「国際裁判管轄の合意」*ジュリ*1386号（2009年）54-61頁（査読無し）

〔学会発表〕（計10件）

(1) 中野俊一郎（コーディネイト）*Korea-Japan-Taiwan Private International Law/International Civil Procedure Law Symposium*（韓国・漢陽大学法科大学院、2012年9月8-9日）

(2) 高杉直「労働関係事件の国際裁判管轄」国際私法学会（2012年5月13日、立命館大学）

(3) 長田真里“Jurisdiction on Consumer Disputes/Labor Disputes” Korea-Japan-Taiwan Private International Law/International Civil Procedure Law Symposium（韓国・漢陽大学法科大学院、2012年9月8-9日）

(4) 高杉直“Doing Business Jurisdiction / Jurisdiction over Foreign Branch Office” Korea-Japan-Taiwan Private International Law/International Civil Procedure Law Symposium（韓国・漢陽大学法科大学院、2012年9月8-9日）

(5) 長田真里“Some Practical Issues on International Arbitration in Japan -10 Years after Enactment of Arbitration Law of Japan”（Japanese Society of International Law International Conference with Korean Society of International Law, Tokyo Big Sight, 2012年10月6日）

(6) 中野俊一郎「国際裁判管轄に関する日本の新立法について」East Asian Private International Law & Transnational Civil Procedural Issues Symposium（2012年10月3日、台湾国立中正大学）

(7) 中野俊一郎「クラス・アービトレイションと仲裁における消費者保護」日本・韓国・台湾国際民事訴訟法シンポジウム「東アジアにおける国際民事紛争処理の現代的課題」（2011年9月24-25日、同志社大学）

(8) 中野俊一郎「国際商事仲裁と国家法秩序」国際法学会2010年度秋季大会（2010年10月10日、神奈川大学）

(9) 中野俊一郎「義務履行地の国際裁判管轄」日本・韓国・台湾国際民事訴訟法シンポジウム（2009年9月26-27日、神戸大学）

(10) 中野俊一郎「知的財産事件の国際裁判管轄—特許侵害事件を中心として—」「知的財産関係民事訴訟を中心とする国際裁判管轄及び準拠法選択」検討会（2009年11月18日～22日、台湾司法院・台南地方法院）

〔図書〕（計5件）

(1) 中野俊一郎、長田真里ほか（共著）『EUの国際民事訴訟法判例Ⅱ』314頁

（1-20, 68-93頁）（信山社、2013年）

(2) 道垣内正人『国際契約実務のための予防法学』300頁（商事法務、2012年）

(3) 本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一（共著）『国際民事手続法』263頁（12-33、34-85、175-200、201-212、231-254頁）（有斐閣、第2版、2012年）

(4) 松岡博、野村美明、高杉直、長田真里ほか（共著）『レクチャー国際取引法』300頁（1-16, 32-52, 155-187, 197-203, 244-267頁）（法律文化社、2012年）

(5) 櫻田嘉章、道垣内正人、高杉直ほか（共著）『注釈国際私法』第1巻682頁（3-25, 46-76, 271-291, 305-342, 628-648頁）、第2巻』476頁（221-250, 430-448頁）（有斐閣、2011年）

〔その他〕 該当なし。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

中野 俊一郎 (NAKANO SHUNICHIRO)  
神戸大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：30180326

### (2) 研究分担者

道垣内 正人 (DOGAUCHI MASATO)  
早稲田大学・法務研究科・教授  
研究者番号：70114577

野村 美明 (NOMURA YOSHIAKI)  
大阪大学・国際公共政策研究科・教授  
研究者番号：20144420

高杉 直 (TAKASUGI NAOSHI)  
同志社大学・法学部・教授  
研究者番号：60243747

櫻田 嘉章 (SAKURADA YOSHIAKI)  
甲南大学・法科大学院・教授  
研究者番号：10109407

金 汶淑 (KIM MOONSUK)  
甲南大学・法学部・教授  
研究者番号：30368469

長田 真里 (NAGATA MARI)  
大阪大学・法学研究科・准教授  
研究者番号：10314436

(3) 連携研究者 該当なし。